

国内クレジット(二酸化炭素排出削減量)を売却

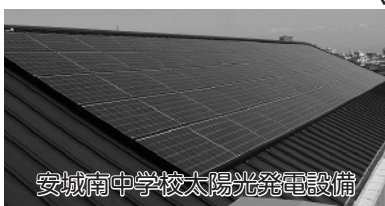
国内クレジット制度とは、事業者や自治体などが温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出削減に取り組み、その削減量を売却できる制度です。

本市では、この制度を活用し、小・中学校などの太陽光発電設備、市施設空調設備高効率化で得た二酸化炭素排出削減量を売却します。

●**売却先** 碧海電気㈱、㈱安城電機

●**排出削減量** 二酸化炭素35トン

めざす本市と、地元の事業者が協働して環境啓発をすることを目的としています。また、売却収益は、今後実施する安城市版エコポイント制度を始めとした、環境推進事業の原資として活用します。



安城南中学校太陽光発電設備

消費生活講演会「悪質商法を寸劇で紹介します」

●**とき** 2月8日(金)午後1時30分～3時

●**ところ** 文化センター

●**内容** 消費者トラブルの事例を解説付きの寸劇で紹介。演目「催眠商法」「用心」「恐怖!劇場型投資被害」訪問販売には気をつけろ!

●**講師** 小田典靖氏(弁護士、劇団異空間)

●**定員** 100人(先着順)

●**申し込み** 1月21日(月)午前8時30分から電話で商工課へ

●**問▼商工課**
(☎71)2235

安城市市民活動補助金対象事業を募集

●**対象団体** 安城市民活動センター登録団体

※登録団体でない場合は、2月28日(木)までに、同センターへの団体登録が完了することが必要です。

登録には、条件および審査がありますので、2月15日(金)までに同センターへ申請してください。



●**対象事業** 次の①②に該当するもので、平成25年度中に申請者が主体的に実施する公益性の高い事業

①市民提案型事業↓市民協働によるまちづくりの推進または地域的な課題の解決に役立つ事業

②行政提示型事業↓市が設定する「協働事業事例集」発行事業について、具体的な企画・提案をし、市と協働で実施する事業

●**補助対象と補助条件** 事業に従事するボランティアスタ

ッフの無償労力提供額を補助対象経費として認めるほか、会場使用料・講師への報酬費などを補助。補助金の交付は、1団体につき1年度1事業まで

※人件費・飲食費・団体の運営経費などは対象になりません。

●**補助限度額** ①↓15万円、②↓22万5000円

●**審査** 書類・プレゼンテーション

※結果は、3月末までに通知します。

●**提出書類** 申込書、実施計画書、収支予算書、団体概要書など

●**申し込み** 1月16日(木)～2月28日(木)午前8時30分～午後5時15分(当(例)を除く)に、提出書類を持参か郵送(必着)で市民協働課(〒461-8501住所記載不要)へ

※申込書・募集要項は、同課・市民交流センター・市公式ウェブサイトで配布。

●**問▼市民協働課**
(☎71)2218

自転車安全利用講習会

●**とき** 2月16日(土)、3月2日(土)・23日(土)午前10時～11時30分

●**ところ** 市民会館

●**内容** 自転車安全利用のための講習、補助金交付対象自転車の試乗

●**持ち物** 筆記用具

※講習会終了後に補助金申請をする人は、必要書類一式・印鑑・通帳。

●**その他** 本講習会は、自転車購入費補助金交付申請に必要です。自転車購入費補助については、本紙昨年4月1日号をご覧ください

●**申し込み** 各講習会の3日前までに、電話で都市計画課(☎71)2243へ



1月15日(火)～2月15日(金)は口座振替推進月間 市税の納付は便利な口座振替で

口座振替にすれば、納付のたびに金融機関へ出向く必要がありません。納期限を気にすることなく、納め忘れもありません。手続きも簡単なので、ぜひ利用してください。

◎口座振替を始めるには

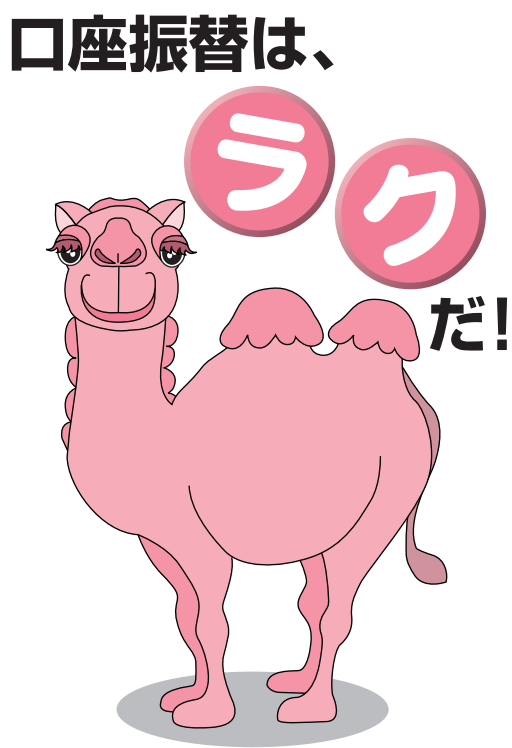
●**手続きの前に** 希望する税金・金融機関が口座振替可能か確認してください。

●**口座振替可能な市税** 市県民税(普通徴収)、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税

●**取扱金融機関** 市内に本・支店のある金融機関、西三河農協、あいち三河農協、あいち豊田農協

■申し込み

安城市税口座振替依頼書を提出して1、2カ月後の納期分から振替開始になります。平成25年度の税金を初めから口座振替にする場合は、それぞれ次の日までに手続きをしてください。



●**手続き終了後** 口座振替の登録が完了した

●**問▼納税課**
(☎71)2216

◎振替口座・方法を変更したいときは

口座振替を始めるのときと同様の手続きが、再度必要となります。口座振替依頼書を改めて提出してください。

ら、「口座振替確認通知書」が届きます。振替結果は、通帳への記帳で確認してください。

デンパークフラワーフェスティバルイベント参加者を募集

●**とき** 3月16日(土)～5月6日(休)の(出)(例)

●**ところ** デンパークフローラルプレイス・イベント広場

●**募集内容** 音楽やダンス、マジック、大道芸などデンパークのイメージに合うもの

●**出演時間** 1回30分のステージを1～2回

●**申し込み** 2月13日(木)まで(必着に、代表者の住所・氏名・電話(ファクス)番号・Eメールアドレス・参加希望日(必ず記入、可能日が複数ある場合それも)を記入し、内容のわかるMD、CD、DVDなどのデモテープを添えて、郵送でデンパーク(〒461-0046赤松町堀1)へ

※過去1年間に出演実績のある人は、デモテープ不要。

●**その他** ①デンパークの音響機材が使えます。同園スタ



ッフが操作しますが、高度な操作は、参加者でオペレーターを手配してください

②応募者多数の場合、出演をお断りする場合があります

③出演者一人につき、デンパーク招待券を2枚進呈します

④デモテープは返却しません

⑤2月27日(木)までに選考結果を連絡します

●**問▼デンパーク**
(☎92)7111

障害者の皆さんへ 軽自動車税の減免

次に該当する車両は、申請することで軽自動車税の全額が減免になります。

平成24年度に減免申請をした人へは、平成25年度の申請書を送付します。

●**障害者が所有する車両** 一定の障害以上の身体・知的・精神障害者が所有・使用する軽自動車やバイクで、障害者一人につき一台 申請に必要なもの↓表のとおり

※障害の内容により減免にならない場合や、家族運転でも対象になる場合があります。

●**公益のため所有する車両** 社会福祉法人などが社会福祉事業をするために所有している軽自動車など 申請に必要なもの↓印鑑、車検証、社会福祉法人の定款など

●**構造車両** 車いす移動車など、身体障害者利用のために構造を改造して、乗降用スロープや固定装置を装備した軽自動車など、または消防車

申請に必要なもの↓印鑑、車検証、車両や写真など構造のわかるもの

●**申し込み** 5月24日(金)までの午前8時30分～午後5時15分(土(日)例を除く)に、それぞれ必要なものを持って市民税課へ

問▼市民税課
(☎71)2213



平成25年度安城市民憲章活動 助成事業を募集

●**対象団体** 市内で活動し、構成員が5人以上(うち市内在住・在勤者が過半数以上)いる団体

※市内の特定の地域のみで活動する団体を除く。

●**対象事業** 市民団体自身が企画・実施し、市民全体が対象となる公益的な事業で、市民憲章(本紙22ページに掲載)の趣旨に沿うもの

※ほかの補助金・助成金などを受けている事業、営利・宗教・政治活動を目的とする事業、町内会や子ども会などが、それぞれの地域で実施する活動を除く。

●**助成額** 次の①②のうちで少ないほうの額(上限10万円)

①事業に必要な経費の2分の1
②事業に必要な経費から入場料などの収入を引いた額

●**その他** 安城市民憲章推進協議会の役員会での事業説明と、総会での活動発表(採択事業のみ)を



助成事業で作成した教本(平成22年度)

問▼文化センター
(☎76)1515

していただきます

●**申し込み** 1月22日(火)～2月28日(木)午前9時～午後5時(例、2月12日(火)を除く。2月11日(祝)は開館に、申請書・事業計画書・収支予算書・会則や規約など団体の概要がわかるもの(様式は自由)を持って文化センターへ

※申請書は、同センター・市公式ウェブサイトで配布。

広報あんじょう広告掲載者を募集

市が毎月2回、約6万8300部を発行している「広報あんじょう」。毎月1日号に掲載する有料広告を募集します。

●**募集内容** 広報あんじょう毎月1日号の裏表紙下半分(縦131mm×横189mm)を広告枠とし、色はフルカラー。広告の右上部に広告と示すロゴを表示します

●**募集枠数** 1枠(4月1日号～9月1日号の6回分)

※枠を購入し、複数に分けて別の広告を掲載することも可。分割しての購入は不可。

●**広告掲載料** 最低提示額90万円(消費税、地方消費税相当額を含む)

●**応募資格** 市税・使用料の滞納がない事業者または広告代理店など

●**申し込み** 1月15日(火)～2月1日(金)午前8時30分～午後



ここが広告枠となります

5時15分(土(日)を除く)に、申込書と会社概要パンフレットなどを持参か郵送(必着で秘書課広報広聴係(〒446-18501住所記載不要)へ

※申込書・募集要項・作成要領は、同係・市公式ウェブサイトで配布。

問▼秘書課広報広聴係
(☎71)2202

行政改革懇話会委員を募集

市が取り組んでいる行政改革に関し、幅広く市民の皆さんの意見をお聴きします。

●**内容** 平成25年4月～平成27年3月を任期とし、平成25年度は5回程度、26年度は2回程度、平日昼間に開催予定の懇話会への出席

●**対象** 平成25年4月1日現在、満18歳以上で市内在住・在勤・在学の人

●**募集人数** 1人

●**選考** 1次選考↓書類、2次選考↓面接

●**申し込み** 1月16日(火)～31日(木)午前8時30分～午後5時



あぜ草焼きにご理解を

カメムシは、多くの農産物に被害を与えます。また、洗濯物にくっつき、家の中に侵入するという生活被害も増加しています。カメムシは、枯れ草などの下に潜って越冬するので、駆除の手段としては、あぜ草焼きが有効です。

事前に閲覧板などで周知し

15分(土(日)を除く)に、応募用紙に必要な事項を記入し、「応募動機および安城市の行政改革についての私の考え」をテーマにした800字以内の作文を添えて、持参か郵送(必着、ファクス、Eメールで経営管理課(〒446-18501住所記載不要/☎76)1112/xe@city.anjo.aichi.jp)へ

※募集要項・応募用紙は、同課・市公式ウェブサイト配布。

問▼経営管理課
(☎71)2205



た上で、カメムシ駆除を目的としたあぜ草焼きを実施する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

問▼農務課
(☎71)2233